

# 目 次

旧 町 名	頁	旧 町 名	頁	旧 町 名	頁
石場	1				
鯉ヶ廻間	1 1				
神門前	1 2				
大日	2 4				
堂脇	2 4				
広田	2 5				
丸山	2 5				
前熊一ノ井	3 2				
前熊寺田	3 3				
前熊中井	3 3				
岩作三ヶ峯	3 3				
法第96条第2項による保留地	3 3				
法第105条第1項により帰属	4 1				
法第105条第3項により帰属	4 4				

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
石場	1	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 合併 1 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	2	(合併) 2 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	3		石場	2 7 0 6	5 6	
〃	4	(合併) 3 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	5	(合併) 4 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	6 1	(合併) 5 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	6 2	(合併) 6 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	7	(合併) 7 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	8	(合併) 8 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	9	(合併) 9 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	1 0	(合併) 10 / 133	〃	5 0 2	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
石場	1 1 1	(合併) 1 / 3	石場	2 7 0 8	5 7- 2	
〃	1 1 2	(合併) 2 / 3	〃	2 7 0 8	5 7- 2	
〃	1 2		〃	2 7 1 0	5 9	
〃	1 3	(合併) 1 1 / 1 3 3	神門前	5 0 2	1 2	
〃	1 4		石場	1 4 0 9	1 1 6	
〃	1 5	(合併) 3 / 3	〃	2 7 0 8	5 7- 2	
〃	1 6	(合併) 1 2 / 1 3 3	神門前	5 0 2	1 2	
〃	1 7	(合併) 1 / 3	石場	1 1 0 1	9 1- 1	
〃	1 8	(合併) 1 3 / 1 3 3	神門前	5 0 2	1 2	
〃	1 9 1	(合併) 1 4 / 1 3 3	〃	5 0 2	1 2	
〃	1 9 2	(合併) 1 5 / 1 3 3	〃	5 0 2	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
石場	2 0		石場	2 7 1 1		5 1 0	
〃	2 1 1	(合併) 16 / 133	神門前	5 0 2		1 2	
〃	2 1 2		石場	1 4 0 5		1 1 2	
〃	2 2 1		〃	1 0 0 5		4 3 - 2	
〃	2 2 2		〃	1 0 0 2		4 3 - 1	
〃	2 3 1	(合併) 2 / 3	〃	1 1 0 1		9 1 - 1	
〃	2 3 2		〃	1 1 0 2		9 1 - 2	
〃	2 4	(合併) 3 / 3	〃	1 1 0 1		9 1 - 1	
〃	2 5 1		〃	1 2 0 5		1 0 4 - 1	
〃	2 5 2		〃	1 2 0 6		1 0 4 - 2	
〃	2 6	(合併) 17 / 133	神門前	5 0 2		1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
石場	27	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 合併 18 / 133	神門前	502	1 2	
〃	28	(合併) 19 / 133	〃	502	1 2	
〃	29-1		石場	1613	13 4-1	
〃	29-2		〃	1614	13 4-2	
〃	30	(合併) 20 / 133	神門前	502	1 2	
〃	31	(合併) 21 / 133	〃	502	1 2	
〃	32	(合併) 22 / 133	〃	502	1 2	
〃	33		石場	1612	13 3	
〃	34-1		〃	2302	20-2 2-1	
〃	34-2		〃	2303	20-2 2-2	
〃	35	(合併) 23 / 133	神門前	502	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
石場	36	(番) (筆) 24 / 133	神門前	502	1 2	
〃	37	(合併) 25 / 133	〃	502	1 2	
〃	38	(合併) 26 / 133	〃	502	1 2	
〃	39	(合併) 27 / 133	〃	502	1 2	
〃	40	(合併) 28 / 133	〃	502	1 2	
〃	41	(合併) 29 / 133	〃	502	1 2	
〃	42					法第105条第2項により消滅
〃	43	(合併) 30 / 133	神門前	502	1 2	
〃	44	(合併) 31 / 133	〃	502	1 2	
〃	45	(合併) 32 / 133	〃	502	1 2	
〃	46	(合併) 33 / 133	〃	502	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
石場	4 7 1	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 合併 34 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	4 7 2	(合併) 35 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	4 7 3	(合併) 36 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	4 8	(合併) 37 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	4 9		石場	1 3 0 9	1 2 6	
〃	5 0 1		〃	1 1 0 5	9 4 - 1	
〃	5 0 2		〃	1 1 1 0	9 4 - 2	
〃	5 1	(合併) 38 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	5 2	(合併) 1 / 2	石場	2 7 1 2	5 1 2	
〃	5 3		〃	1 1 0 3	9 2	
〃	5 4	(合併) 39 / 133	神門前	5 0 2	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
石場	55	(番) (筆) (合併) 40 / 133	神門前	502	1 2	
〃	56-1		石場	1106-1	9 5-1	
〃	56-2		〃	1106-2	9 5-2	
〃	57	(合併) 41 / 133	神門前	502	1 2	
〃	58-1	(合併) 42 / 133	〃	502	1 2	
〃	58-2		石場	2703	5 3	
〃	59		〃	2301	20-2 1	
〃	60		〃	2601	16 1	
〃	61	(合併) 43 / 133	神門前	502	1 2	
〃	62	(合併) 44 / 133	〃	502	1 2	
〃	63	(合併) 45 / 133	〃	502	1 2	



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
石場	6 4	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 合併 46 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	6 5	(合併) 1 / 3	石場	2 3 0 4	2 0 - 2 3	
〃	6 6	(合併) 47 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	6 7		石場	1 6 0 7	1 3 1 - 2	
〃	6 8	(合併) 48 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	6 9	(合併) 49 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	7 0 1		石場	2 2 0 1	1 8 - 2 3 - 1	
〃	7 0 2		〃	2 2 1 2	1 8 - 2 3 - 2	
〃	7 1 1		〃	1 7 0 7	1 4 2 - 1	
〃	7 1 2	(合併) 1 / 2	〃	1 7 0 8	1 4 2 - 2	
〃	7 2	(合併) 50 / 133	神門前	5 0 2	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
石場	7 3	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 51 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	7 4	(合併) 52 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	7 5 1	(合併) 2 / 2	石場	1 7 0 8	1 4 2 - 2	
〃	7 5 2		〃	1 7 0 9	1 4 2 - 3	
〃	7 5 3		〃	1 7 1 0	1 4 2 - 4	
〃	7 5 4		〃	1 7 1 1	1 4 2 - 5	
〃	7 6	(合併) 2 / 2	〃	2 7 1 2	5 1 2	
〃	7 7	(合併) 53 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	7 8 1	(合併) 1 / 2	石場	2 6 0 7	1 6 3	
〃	7 8 2	(合併) 2 / 2	〃	2 6 0 7	1 6 3	
〃	7 8 3	(合併) 54 / 133	神門前	5 0 2	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
石場	7 9						法第105条第2項により消滅
〃	8 0						法第105条第2項により消滅
〃	8 1						法第105条第2項により消滅
〃	8 2	1					法第105条第2項により消滅
〃	8 2	2					法第105条第2項により消滅
〃	8 3						法第105条第2項により消滅
〃	8 4						法第105条第2項により消滅
〃	8 5						法第105条第2項により消滅
〃	8 6						法第105条第2項により消滅
〃	8 7						法第105条第2項により消滅
〃	8 8						法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
石場	8 9						法第105条第2項により消滅
〃	9 0						法第105条第2項により消滅
〃	9 1	1					法第105条第2項により消滅
〃	9 1	2					法第105条第2項により消滅
〃	9 2						法第105条第2項により消滅
〃	9 3						法第105条第2項により消滅
〃	9 4						法第105条第2項により消滅
鯉ヶ廻間	6 3 1	3					法第105条第2項により消滅
〃	6 3 2	3					法第105条第2項により消滅
〃	6 3 3	2					法第105条第2項により消滅
〃	6 3 3	3					法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
鯉ヶ廻間	6 3 4 2	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	6 3 5 2						法第105条第2項により消滅
〃	6 4 1 2						法第105条第2項により消滅
〃	6 4 1 3						法第105条第2項により消滅
神門前	1 5 1	(合併) 55 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	1 5 2						法第105条第2項により消滅
〃	1 6	(合併) 56 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	1 7	(合併) 57 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	1 8	(合併) 58 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	1 9	(合併) 59 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	2 0	(合併) 60 / 133	〃	5 0 2	1 2		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
神門前	2 1	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 合併 61 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	2 2	(合併) 62 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	2 3	(合併) 63 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	2 4	(合併) 64 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	2 5	(合併) 65 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	2 6 1		石場	1 9 0 1	1 9 - 1 3	
〃	2 6 2		〃	2 4 0 1	2 0 - 1 1	
〃	2 7	(合併) 66 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	2 8 1	(合併) 67 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	2 8 2	(合併) 68 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	2 9	(合併) 69 / 133	〃	5 0 2	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
神門前	3 0	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 合併 70 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	3 1 1	(合併) 71 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	3 1 2	(合併) 72 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	3 2	(合併) 73 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	3 3 1	(合併) 74 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	3 3 2	(合併) 1 / 2	石場	2 7 0 9	5 8	
〃	3 4 1	(合併) 75 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	3 4 2		石場	1 4 0 7	1 1 4	
〃	3 5 1	(合併) 76 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	3 5 2		石場	1 4 0 8	1 1 5	
〃	3 6	(合併) 77 / 133	神門前	5 0 2	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
神門前	37-1		石場	1906	19-1 1-1		
〃	37-2		〃	1905	19-1 1-2		
〃	37-3		〃	1904	19-1 1-3		
〃	37-4	(合併) 1 / 2	〃	1903	19-1 1-4		
〃	38-1		〃	1003-1	4 2-1		
〃	38-2		〃	1003-2	4 2-2		
〃	39	(合併) 78 / 133	神門前	502	1 2		
〃	40	(合併) 1 / 2	石場	1310	12 7		
〃	41	(合併) 79 / 133	神門前	502	1 2		
〃	42					法第105条第2項により消滅	
〃	43	(合併) 80 / 133	神門前	502	1 2		



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
神門前	4 4	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) (合併) 81 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	4 5 1	(合併) 2 / 2	石場	1 9 0 3	1 9 - 1 1 - 4		
〃	4 5 2		〃	1 9 0 2	1 9 - 1 2 - 2		
〃	4 5 3		〃	2 0 0 5	1 9 - 2 1		
〃	4 6	(合併) 82 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	4 7		石場	2 7 0 5	5 5		
〃	4 8	(合併) 83 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	4 9		石場	9 0 2	3 2		
〃	5 0		〃	9 0 1	3 1		
〃	5 1 1	(合併) 84 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	5 1 2	(合併) 85 / 133	〃	5 0 2	1 2		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
神門前	5 1 3	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	5 1 4						法第105条第2項により消滅
〃	5 2 1	(合併) 86 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	5 2 2						法第105条第2項により消滅
〃	5 3	(合併) 87 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	5 4	(合併) 88 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	5 5	(合併) 89 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	5 6	(合併) 90 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	5 7	(合併) 91 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	5 8	(合併) 92 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	5 9 1		石場	1 4 1 0	1 1 7		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
神門前	5 9 2	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 合併 93 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	6 0 1	(合併) 94 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	6 0 2	(合併) 1 / 3	〃	8 0 1	2 1 1	
〃	6 0 3	(合併) 2 / 3	〃	8 0 1	2 1 1	
〃	6 0 4	(合併) 3 / 3	〃	8 0 1	2 1 1	
〃	6 1 1		石場	2 7 0 7	5 7- 1	
〃	6 1 2	(合併) 95 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	6 2	(合併) 96 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	6 3	(合併) 97 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	6 4	(合併) 98 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	6 5 1	(合併) 99 / 133	〃	5 0 2	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
神門前	6 5 2	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) (合併) 2 / 2	石場	2 7 0 9	5 8		
〃	6 6	(合併) 100 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	6 7	(合併) 101 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	6 8 1	(合併) 102 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	6 8 2		石場	1 6 0 8	1 3 2 - 1		
〃	6 8 3		〃	1 6 0 9	1 3 2 - 2		
〃	6 9 1	(合併) 103 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	6 9 2		〃	8 0 2	2 1 2		
〃	7 0	(合併) 104 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	7 1	(合併) 105 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	7 2	(合併) 2 / 3	石場	2 3 0 4	2 0 - 2 3		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
神門前	7 3 1	(併) (筆) 3 / 3	石場	2 3 0 4	2 0 - 2 3		
〃	7 3 2		〃	1 3 1 2	1 2 9		
〃	7 4	(併) 106 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	7 5 1		石場	1 2 0 4	1 0 3		
			神門前	8 0 4	2 1 4		
			〃	8 0 5	2 1 5 - 1		
〃	7 5 2		〃	8 0 3	2 1 3		
〃	7 5 3		〃	8 0 6	2 1 5 - 2		
〃	7 6	(併) 107 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	7 7 1	(併) 108 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	7 7 2	(併) 109 / 133	〃	5 0 2	1 2		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
神門前	7 8: 1	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 合併 1 / 2	石場	1 3 0 4	1 2 4		
〃	7 8: 2	(合併) 1 / 2	〃	1 3 0 1	1 2 1		
〃	7 8: 3	(合併) 2 / 2	〃	1 3 0 1	1 2 1		
〃	7 8: 4	(合併) 2 / 2	〃	1 3 0 4	1 2 4		
〃	7 8: 5	(合併) 110 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	7 9:	(合併) 111 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	8 0:		石場	2 7 0 4	5 4		
〃	8 1:	(合併) 112 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	8 2: 1	(合併) 113 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	8 2: 2	(合併) 114 / 133	〃	5 0 2	1 2		
〃	8 2: 3		〃	8 1 0	2 1 8		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
神門前	8 3	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 1 / 2	石場	2 7 0 2	5 2		
〃	8 4 1	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 2 / 2	〃	2 7 0 2	5 2		
〃	8 4 2					法第105条第2項により消滅	
〃	8 7 2					法第105条第2項により消滅	
〃	8 8					法第105条第2項により消滅	
〃	8 9					法第105条第2項により消滅	
〃	9 0					法第105条第2項により消滅	
〃	9 1					法第105条第2項により消滅	
〃	9 2					法第105条第2項により消滅	
〃	9 3					法第105条第2項により消滅	
〃	9 4					法第105条第2項により消滅	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
神門前	9 5						法第105条第2項により消滅
〃	9 6						法第105条第2項により消滅
〃	9 7						法第105条第2項により消滅
〃	9 8						法第105条第2項により消滅
〃	9 9						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 0						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 1						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 2						法第105条第2項により消滅
〃	4 3 4	2					法第105条第2項により消滅
〃	4 3 5	2					法第105条第2項により消滅
〃	4 3 6						法第105条第2項により消滅



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
神門前	4 3 7	2					法第105条第2項により消滅
大日	8 5	2					法第105条第2項により消滅
〃	1 0 0	3					法第105条第2項により消滅
堂脇	4 4 0	2					法第105条第2項により消滅
〃	4 4 0	3					法第105条第2項により消滅
〃	4 8 2	2					法第105条第2項により消滅
〃	4 8 3	2					法第105条第2項により消滅
〃	4 8 4	2					法第105条第2項により消滅
〃	4 8 5	2					法第105条第2項により消滅
〃	4 8 8	6					法第105条第2項により消滅
〃	4 8 8	8					法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
堂脇	488	9					法第105条第2項により消滅
〃	488	10					法第105条第2項により消滅
広田	490	4					法第105条第2項により消滅
〃	494	2					法第105条第2項により消滅
〃	496	2					法第105条第2項により消滅
〃	497	2					法第105条第2項により消滅
〃	502	2					法第105条第2項により消滅
丸山	1						法第105条第2項により消滅
〃	2	1					法第105条第2項により消滅
〃	2	2					法第105条第2項により消滅
〃	3		石場	801		2 1	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
丸山	4		石場	802	2	2	
〃	5	(合併) 115/ 133	神門前	502	2	1 2	
〃	6		石場	803	3	2	
〃	7		〃	804	4	2	
〃	8-1		〃	1202	2-1	10 2-1	
〃	8-2		〃	1203	2-2	10 2-2	
〃	9		〃	905	5	3	
〃	10		〃	1004	1	4	
〃	11-1	(合併) 116/ 133	神門前	502	2	1 2	
〃	11-2	(合併) 117/ 133	〃	502	2	1 2	
〃	11-3	(合併) 118/ 133	〃	502	2	1 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
丸山	1 1 4	( <small>番</small> ) ( <small>筆</small> ) 合併 119 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	1 1 5	(合併) 120 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	1 1 6	(合併) 121 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	1 1 7	(合併) 122 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	1 2	(合併) 123 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	1 3	(合併) 124 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	1 4	(合併) 125 / 133	〃	5 0 2	1 2	
〃	1 5		石場	9 0 4	3 4	
〃	1 6		〃	9 0 3	3 3	
〃	1 7	(合併) 126 / 133	神門前	5 0 2	1 2	
〃	1 8 1		石場	1 2 0 1	1 0 1	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
丸山	182	(番) (筆) (合併) 127 / 133	神門前	502	1 2		
〃	183		石場	1214	10 8		
〃	184		〃	1213	10 7		
〃	191		〃	1406	11 3		
〃	192	(合併) 128 / 133	神門前	502	1 2		
〃	20	(合併) 129 / 133	〃	502	1 2		
〃	211	(合併) 130 / 133	〃	502	1 134		
〃	212					法第105条第2項により消滅	
〃	221					法第105条第2項により消滅	
〃	222					法第105条第2項により消滅	
〃	231					法第105条第2項により消滅	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
丸山	2 3 2						法第105条第2項により消滅
〃	2 4						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 1						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 2						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 1						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 2						法第105条第2項により消滅
〃	2 7 1	(合併) 131 / 133	神門前	5 0 2	1 2		
〃	2 7 2						法第105条第2項により消滅
〃	2 8		石場	1 2 0 7	1 0 5		
〃	2 9 1		〃	1 3 0 2	1 2 2 - 1		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
丸山	292	(番) (筆)	石場	1315	12 2-2		
〃	301		〃	1303	12 3-1		
〃	302		〃	1314	12 3-2		
〃	31	(合併) 1/ 2	〃	2205	18-2 1-1		
〃	321	(合併) 2/ 2	〃	2205	18-2 1-1		
〃	322		〃	2206	18-2 1-2		
〃	33	(合併) 132/ 133	神門前	502	1 2		
〃	34	(合併) 2/ 2	石場	1310	12 7		
〃	35		〃	1311	12 8		
〃	36					法第105条第2項により消滅	
〃	37					法第105条第2項により消滅	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
丸山	3 8						法第105条第2項により消滅
〃	3 9						法第105条第2項により消滅
〃	4 0						法第105条第2項により消滅
〃	4 1						法第105条第2項により消滅
〃	4 2						法第105条第2項により消滅
〃	4 3						法第105条第2項により消滅
〃	4 4						法第105条第2項により消滅
〃	4 5						法第105条第2項により消滅
〃	4 6						法第105条第2項により消滅
〃	4 7						法第105条第2項により消滅
〃	4 8						法第105条第2項により消滅



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
丸山	4 9						法第105条第2項により消滅
前熊一ノ井	2 1						法第105条第2項により消滅
〃	2 7						法第105条第2項により消滅
〃	3 5						法第105条第2項により消滅
〃	3 7						法第105条第2項により消滅
〃	6						法第105条第2項により消滅
〃	6 2						法第105条第2項により消滅
〃	7 5						法第105条第2項により消滅
〃	7 6						法第105条第2項により消滅
〃	7 7						法第105条第2項により消滅
〃	8 7						法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
前熊寺田	255	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
前熊中井	3318						法第105条第2項により消滅
〃	149						法第105条第2項により消滅
〃	1782						法第105条第2項により消滅
岩作三ヶ峯	3592						法第105条第2項により消滅
〃	3593	(合併) 133 / 133	神門前	502		1 2	
〃	3599						法第105条第2項により消滅
			石場	805		2 5	法第96条第2項による保留地
			〃	906		3 6	法第96条第2項による保留地
			〃	1001		4 4	法第96条第2項による保留地
			〃	1104	1	9 3-1	法第96条第2項による保留地

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			石場	1104	2 3-2	9 法第96条第2項による保留地
			〃	1107	6-1	9 法第96条第2項による保留地
			〃	1108	6-2	9 法第96条第2項による保留地
			〃	1109	6-3	9 法第96条第2項による保留地
			〃	1208	6-1	10 法第96条第2項による保留地
			〃	1209	6-2	10 法第96条第2項による保留地
			〃	1210	6-3	10 法第96条第2項による保留地
			〃	1211	6-4	10 法第96条第2項による保留地
			〃	1212	6-5	10 法第96条第2項による保留地
			〃	1305	5-1	12 法第96条第2項による保留地
			〃	1306	5-2	12 法第96条第2項による保留地

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			石場	1308	12 5-3	法第96条第2項による保留地
			〃	1313	12 10	法第96条第2項による保留地
			〃	1401	11 1-1	法第96条第2項による保留地
			〃	1402	11 1-2	法第96条第2項による保留地
			〃	1403	11 8-1	法第96条第2項による保留地
			〃	1404	11 8-2	法第96条第2項による保留地
			〃	1601	13 1-1	法第96条第2項による保留地
			〃	1602	13 1-3	法第96条第2項による保留地
			〃	1603	13 1-4	法第96条第2項による保留地
			〃	1604	13 1-5	法第96条第2項による保留地
			〃	1605	13 1-6	法第96条第2項による保留地

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			石場	1606	13 1-7	法第96条第2項による保留地
			〃	1610	13 5-1	法第96条第2項による保留地
			〃	1611	13 5-2	法第96条第2項による保留地
			〃	1701	14 1-1	法第96条第2項による保留地
			〃	1702	14 1-2	法第96条第2項による保留地
			〃	1703	14 1-3	法第96条第2項による保留地
			〃	1704	14 1-4	法第96条第2項による保留地
			〃	1705	14 1-5	法第96条第2項による保留地
			〃	1706	14 1-6	法第96条第2項による保留地
			〃	1712	14 1-8	法第96条第2項による保留地
			〃	1713	14 1-7	法第96条第2項による保留地

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			石場	1714	14 1-9	法第96条第2項による保留地
			〃	1715	14 1-10	法第96条第2項による保留地
			〃	1716	14 1-11	法第96条第2項による保留地
			〃	1717	14 1-12	法第96条第2項による保留地
			〃	1801	15 1-6	法第96条第2項による保留地
			〃	1802	15 1-4	法第96条第2項による保留地
			〃	1803	15 1-2	法第96条第2項による保留地
			〃	1804	15 1-1	法第96条第2項による保留地
			〃	1805	15 1-3	法第96条第2項による保留地
			〃	1806	15 1-5	法第96条第2項による保留地
			〃	1807	15 1-7	法第96条第2項による保留地

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			石場	2001	19-2 2-3	法第96条第2項による保留地
			〃	2002	19-2 2-4	法第96条第2項による保留地
			〃	2003	19-2 2-2	法第96条第2項による保留地
			〃	2004	19-2 2-1	法第96条第2項による保留地
			〃	2101	18-1 1-1	法第96条第2項による保留地
			〃	2102	18-1 1-2	法第96条第2項による保留地
			〃	2103	18-1 1-3	法第96条第2項による保留地
			〃	2104	18-1 1-4	法第96条第2項による保留地
			〃	2105	18-1 1-5	法第96条第2項による保留地
			〃	2202	18-2 4-3	法第96条第2項による保留地
			〃	2203	18-2 4-2	法第96条第2項による保留地

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			石場	2204	18-2 4-1	法第96条第2項による保留地
			〃	2207	18-2 2-1	法第96条第2項による保留地
			〃	2208	18-2 2-2	法第96条第2項による保留地
			〃	2209	18-2 2-3	法第96条第2項による保留地
			〃	2210	18-2 2-5	法第96条第2項による保留地
			〃	2211	18-2 2-4	法第96条第2項による保留地
			〃	2305	20-2 4-1	法第96条第2項による保留地
			〃	2306	20-2 4-2	法第96条第2項による保留地
			〃	2307	20-2 4-3	法第96条第2項による保留地
			〃	2308	20-2 4-4	法第96条第2項による保留地
			〃	2501	17 1-1	法第96条第2項による保留地



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			石場	2502	17 1-2	法第96条第2項による保留地
			〃	2503	17 1-3	法第96条第2項による保留地
			〃	2602	16 2-1	法第96条第2項による保留地
			〃	2603	16 2-2	法第96条第2項による保留地
			〃	2604	16 2-3	法第96条第2項による保留地
			〃	2605	16 2-4	法第96条第2項による保留地
			〃	2606	16 2-5	法第96条第2項による保留地
			〃	2701	5 1	法第96条第2項による保留地
			〃	2713	5 11	法第96条第2項による保留地
			神門前	501	1 1	法第96条第2項による保留地
			〃	807	21 7-1	法第96条第2項による保留地

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 <small>(番) (筆)</small>	町・丁目名	地 番	画 地	
			神門前	808	21 7-2	法第96条第2項による保留地
			"	809	21 7-3	法第96条第2項による保留地
			石場	仮番 1		法第105条第1項により帰属
			"	仮番 2		法第105条第1項により帰属
			"	仮番 3		法第105条第1項により帰属
			"	仮番 4		法第105条第1項により帰属
			"	仮番 5		法第105条第1項により帰属
			"	仮番 6		法第105条第1項により帰属
			"	仮番 7		法第105条第1項により帰属
			"	仮番 8		法第105条第1項により帰属
			"	701		法第105条第1項により帰属

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 <small>(番) (筆)</small>	町・丁目名	地 番	画 地	
			石場	2901		法第105条第1項により帰属
			"	2905		法第105条第1項により帰属
			"	2909		法第105条第1項により帰属
			"	2921		法第105条第1項により帰属
			"	2922		法第105条第1項により帰属
			"	2923		法第105条第1項により帰属
			"	2924		法第105条第1項により帰属
			"	2925		法第105条第1項により帰属
			"	2926		法第105条第1項により帰属
			"	2927		法第105条第1項により帰属
			神門前	仮番 1		法第105条第1項により帰属

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			神門前	仮番 2		法第105条第1項により帰属
			〃	仮番 3		法第105条第1項により帰属
			〃	仮番 4		法第105条第1項により帰属
			〃	仮番 5		法第105条第1項により帰属
			〃	仮番 6		法第105条第1項により帰属
			〃	701		法第105条第1項により帰属
			〃	702		法第105条第1項により帰属
			〃	1101		法第105条第1項により帰属
			〃	1102		法第105条第1項により帰属
			〃	1106		法第105条第1項により帰属
			〃	1107		法第105条第1項により帰属

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			神門前	1108		法第105条第1項により帰属
			〃	1109		法第105条第1項により帰属
			石場	1501		法第105条第3項により帰属
			〃	2106		法第105条第3項により帰属
			〃	2801		法第105条第3項により帰属
			〃	2902		法第105条第3項により帰属
			〃	2903		法第105条第3項により帰属
			〃	2904		法第105条第3項により帰属
			〃	2906		法第105条第3項により帰属
			〃	2907		法第105条第3項により帰属
			〃	2908		法第105条第3項により帰属

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 <small>(番) (筆)</small>	町・丁目名	地 番	画 地	
			石場	2910		法第105条第3項により帰属
			"	2911		法第105条第3項により帰属
			"	2912		法第105条第3項により帰属
			"	2913		法第105条第3項により帰属
			"	2914		法第105条第3項により帰属
			"	2915		法第105条第3項により帰属
			"	2916		法第105条第3項により帰属
			"	2917		法第105条第3項により帰属
			"	2918		法第105条第3項により帰属
			"	2919		法第105条第3項により帰属
			"	2920		法第105条第3項により帰属

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 <small>(番) (筆)</small>	町・丁目名	地 番	画 地	
			石場	2928		法第105条第3項により帰属
			"	2929		法第105条第3項により帰属
			"	2930		法第105条第3項により帰属
			神門前	601		法第105条第3項により帰属
			"	901		法第105条第3項により帰属
			"	1001		法第105条第3項により帰属
			"	1103		法第105条第3項により帰属
			"	1104		法第105条第3項により帰属
			"	1105		法第105条第3項により帰属